

【シンガポール】商標の指定区分に関する通達について

2020年1月8日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、2020年1月6日、商標の指定区分に関する通達（Circular No.1/2020）を発行した。同通達では、指定役務のうち小売業、技術コンサルタント・サポート業、補助業務（Ancillary Services）、コンピューター業、流通業に関する実務的な取扱いの変更について規定している。

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/circulars/2020/tm-circular-no-1-of-2020-doc-1.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2020年1月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。